

平成24年2月3日

各 位

会 社 名 電気化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉高 紳介
(コード番号 4061 東証第一部)
問合せ先 CSR・広報室長 清水 宣行
(TEL 03-5290-5511)

クロロプレンゴムに係る欧州一般裁判所の判決について

当社は、平成24年2月2日（日本時間）、クロロプレンゴムの欧州での販売に関する欧州競争法違反容疑について、欧州一般裁判所の判決を受領しましたので、お知らせ致します。

1. 経 緯

当社は、平成19年12月に当社および当社の子会社であるデンカ ケミカルズ社（在ドイツ デュッセルドルフ）と連帯して4,700万ユーロ（実勢レート換算約74億円）の課徴金納付を命ずる欧州委員会の決定通知を受領しましたが、当社およびデンカ ケミカルズ社としましては、競争制限行為を意図したことはなく、また欧州委員会の決定内容が当社の事実認識と異なる点があったことから、平成20年2月に処分の見直しを求め、欧州一般裁判所へ提訴しました。

なお、納付を命ぜられた課徴金は平成20年3月に仮納付の上、合わせて同額の“競争法関連費用引当金”を設定し、平成20年3月期決算で特別損失として処理しております。

2. 判決の内容

当社は、判決を受領したばかりで、未だ内容を十分に検討できておりませんが、判決は欧州委員会の処分（課徴金納付）を認める内容となっております。

3. 今後の対応

今後当社は、判決の内容を精査の上、上訴も含めた対応を検討してまいります。

なお、上記のとおり会計処理済みですので、当期業績への影響はございません。

以 上